

# 「建築設備設計・施工上の運用指針 2019年版 正誤表」

令和2年3月31日現在

No.	章	頁	項	訂正箇所	誤	正
1	1	8 29	1-3 1-19	上から5行目図 1-19-3最下段	建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管
2	2	59 68 69	2-27 2-39 2-40	上から4行目 下から4行目 下から1,5行目	令第136条の2の3	令第136条の2
3	3	73	3-1	上から2行目	ガス事業法第159条の2第2項	ガス事業法第159条第2項
4	3	74	3-2	上から2行目	令第129条2の3	令第129条の2の3
5	3	84	3-10	上から15行目	②外壁の開口面積が100cm <sup>2</sup> 等以内で、～	②外壁の開口面積が100cm <sup>2</sup> 以内で、～
6	5	157	5-5	下から1～2行目	建築基準法上の学校とは、学校教育法による幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校であり、他の法令の規制によるその他の学校は含まない。	ここでいう「学校」とは、学校教育法による幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校、各種学校をいう。
7	6	204	6-17	図6-17-1	※防煙区画をダクトが貫通する～	※防火区画をダクトが貫通する～
8	6	214	6-24	表6-24 〈囲いの部分を追加〉	<p>表6-24 〈囲いの部分を追加〉</p>	<p>【凡例】 ×：施工不能 -：使用しない 注）</p> <p>*1 金属管及び金属ダクトに収める耐火電線は電線管用耐火電線を使用する。</p> <p>*2 金属管及び金属ダクト工事に限る。ただし、電動機等の機器に接続する小さな部分は表中の電線を用い二種可とう電線管工事とすることができる。</p> <p>*3 けい酸カルシウム板（平12種台第1400号）</p> <p>*4 耐火被覆板で覆われたもの</p> <p>*5 ロックウールフェルトによる耐火措置は不要である。</p> <p>*6 消防用設備の配線に用いる場合で、耐火性能を有する電気配線シャフトに他の配線と15cm以上離隔して施設する場合以外は離隔を設ける。</p>

No.	章	頁	項	訂正箇所	誤	正									
9	8	260	8-3	図8-3	断熱被覆 (発砲ポリエチレン等)	断熱被覆 (発泡ポリエチレン等)									
10	9	273	9-1	上から14行目	平成27年	平成29年									
11	10	291	10-1	(1) 対象特定建築物（建築物の定義は建築基準法第2条第一号による） 〈朱書き部分を訂正〉	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特定建築物の用途</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>建築物衛生法施行令における第1条学校等（学校教育法第1条に該当するもの、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定するもの）</td> <td>8,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館、上記1の第1条学校等以外の学校（研修所を含む）</td> <td>3,000㎡以上 (2以上の用途に供する場合は、それぞれの床面積の合計)</td> </tr> </tbody> </table>			特定建築物の用途	延べ面積	1	建築物衛生法施行令における第1条学校等（学校教育法第1条に該当するもの、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定するもの）	8,000㎡以上	2	興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館、上記1の第1条学校等以外の学校（研修所を含む）	3,000㎡以上 (2以上の用途に供する場合は、それぞれの床面積の合計)
						特定建築物の用途	延べ面積								
					1	建築物衛生法施行令における第1条学校等（学校教育法第1条に該当するもの、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定するもの）	8,000㎡以上								
2	興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館、上記1の第1条学校等以外の学校（研修所を含む）	3,000㎡以上 (2以上の用途に供する場合は、それぞれの床面積の合計)													
12	10	293	10-4	上から 3, 4, 10, 15行目	電技解釈第124条、同第129条	電技解釈第97条、同第102条									